

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第30号
令和7年10月23日

令和7年11月9日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 古河 真人